

1 個人所得課税

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

(1) 基礎控除の引き上げ(大綱 P.20)

基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上げられ、次のとおりとされます。

合計所得金額	基礎控除の額
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

適用期日等：令和7年分以後の所得税について適用。給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用

(2) 給与所得控除の引き上げ(大綱 P.20)

- ① 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。
- ② 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置が講じられます。

適用期日等：令和7年分以後の所得税について適用。給与所得の源泉徴収税額表等の改正については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等について適用

(3) 特定親族特別控除(仮称)の創設(大綱 P.21)

- ① 居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限ります。)で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分(地方税については、その納税義務者の前年)の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除することとされます。

親族等の合計所得金額	控除額(国税)	控除額(地方税)
58万円超 85万円以下	63万円	45万円
85万円超 90万円以下	61万円	
90万円超 95万円以下	51万円	
95万円超 100万円以下	41万円	41万円
100万円超 105万円以下	31万円	31万円
105万円超 110万円以下	21万円	21万円
110万円超 115万円以下	11万円	11万円
115万円超 120万円以下	6万円	6万円
120万円超 123万円以下	3万円	3万円

適用期日等：令和7年分以後の所得税および令和8年度分以後の個人住民税について適用

- ② 上記①の控除については、控除額が一定額以上の場合には、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとされます。

適用期日等：令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用

なお、給与所得者については令和7年分の年末調整において適用できることとするほか、所要の経過措置が講じられます。

(4) 上記(1)から(3)までの見直しに伴う所要の措置(大綱 P. 21)

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が58万円以下(現行：48万円以下)に引き上げられます。
- ② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が58万円以下(現行：48万円以下)に引き上げられます。
- ③ 勤労学生の合計所得金額要件が85万円以下(現行：75万円以下)に引き上げられます。
- ④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円(現行：55万円)に引き上げられます。
- ⑤ その他所要の措置が講じられます。

適用期日等：令和7年分以後の所得税について適用

2 子育て支援に関する政策税制

(1) 生命保険料控除の見直し(大綱 P. 28)

- ① 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分におけるその一般生命保険料控除の控除額の計算が次のとおりとされます。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2 + 15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料×1/4 + 30,000円
120,000円超	一律60,000円

- ② 旧生命保険料及び上記①の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は6万円(現行：4万円)とされます。
 - ③ 上記①の見直しに伴い、給与所得者の保険料控除申告書等についてその記載事項の見直しが行われる他、その他所要の措置が講じられます。
- (注) 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は12万円とされます(現行と同じ。)

(2) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の拡充(大綱 P. 28)

- ① 特例対象個人^(注1)が、認定住宅等^(注2)の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等^(注3)の取得(以下「認定住宅等の新築等」という。)をして令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)を次のとおりとして本特例の適用ができることとされます。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円*
省エネ基準適合住宅	4,000万円*

※東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例については、5,000万円となります。

- ② 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋について適用できることとされます。

(注1)「特例対象個人」とは、個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいいます。以下同じです。

(注2)「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいいます。以下同じです。

(注3)「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいいます。

(注4)上記について、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とされます。

控除率：0.7%		1年間の控除額 =借入金額×0.7% ※限度額あり	<入居年>			
			2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円		4,500万円 子育て世帯等※:5,000万円	4,500万円 子育て世帯等※:5,000万円
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円 子育て世帯等※:4,500万円	3,500万円 子育て世帯等※:4,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円 子育て世帯等※:4,000万円	3,000万円 子育て世帯等※:4,000万円
		その他の住宅	3,000万円		0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)	
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅		3,000万円		
		その他の住宅		2,000万円		
	控除期間		新築住宅・買取再販	13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)		
			既存住宅	10年		
所得要件			2,000万円			
床面積要件			50㎡ (新築の場合、2024(R6)年までに建築確認：40㎡(所得要件：1,000万円))		50㎡ (新築の場合、40㎡(所得要件：1,000万円))	

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

○子育て対応リフォームに係る所得税の特例措置についても、令和7年も引き続き実施する。

(出典：国土交通省 令和7年度税制改正概要)

(3) 子育て対応改修工事をした場合の所得税額の特別控除の延長(大綱 P.30)

- 特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、その居住用の家屋を令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象に追加し、その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できることとされます。

(注)上記について、一定の場合には連年適用ができないことその他の要件等は、現行の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除と同様とされます。

3 その他

(1) 確定拠出年金制度等についての見直し(大綱 P.33)

- 確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等について次の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置が適用されます。

①企業型確定拠出年金制度におけるマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。

②企業型確定拠出年金の拠出限度額が次のとおりとされます。

確定給付企業年金制度に加入していない者	月額6.2万円(現行：月額5.5万円)
確定給付企業年金制度の加入者	月額6.2万円(現行：月額5.5万円)から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額

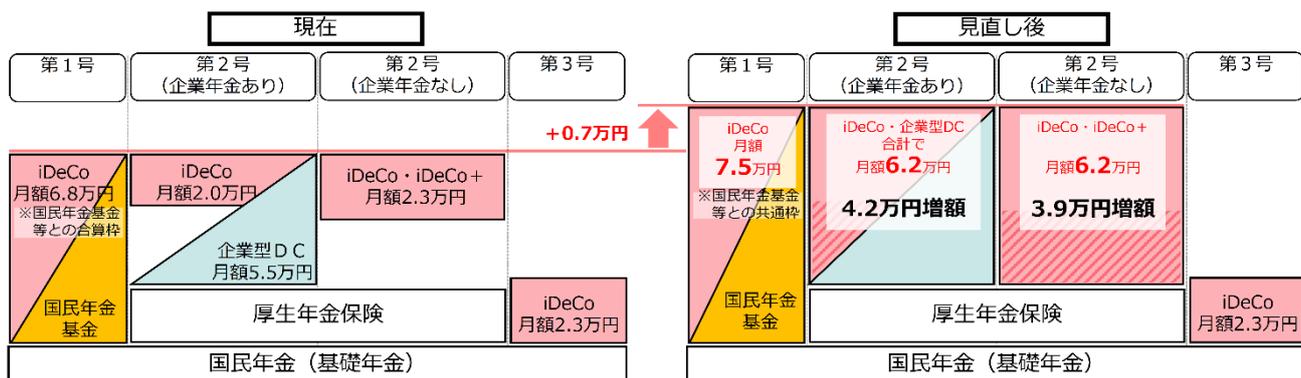
③個人型確定拠出年金制度について、60歳以上70歳未満であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額が月額6.2万円とされます。

④個人型確定拠出年金の拠出限度額が次のとおりとされます。

第一号被保険者	月額7.5万円(現行：月額6.8万円)
企業年金加入者	月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額(現行：月額2.0万円)
企業年金に未加入の者(第一号被保険者及び第三号被保険者を除きます。)	月額6.2万円(現行：月額2.3万円)

⑤国民年金基金の掛金額の上限が月額7.5万円(現行：月額6.8万円)とされます。

(制度の内容)



(出典：厚生労働省 令和7年度税制改正に関する参考資料)

(2) 退職所得控除の調整期間の見直し(大綱 P. 34)

- 退職手当等(老齢一時金(確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいいます。以下同じです。))を除きます。)の支払を受ける年の前年以前9年以内に老齢一時金の支払を受けている場合には、その老齢一時金等について、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とするほか、老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間が10年(現行：7年)とされます。

適用期日等：令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用

(3) 退職手当等の源泉徴収票に関する見直し(大綱 P. 35)

- 退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者(現行：退職手当等の支払をする法人の役員である居住者)に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととするほか、その源泉徴収票の記載事項について所要の見直しが行われます。

適用期日等：令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用